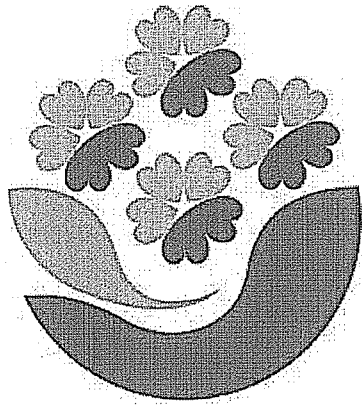


四街道市

いじめ防止基本方針（案）



目 次

はじめに	1
1 四街道市における取組	
いじめ防止等への組織的対策について	2
いじめの未然防止について	2
いじめへの早期発見・相談について	3
いじめを認知した場合の対応・指導について	3
重大事態への対処について	4
公表・点検・評価について	4
2 学校における取組	
いじめ防止等への組織的対策について	5
いじめの未然防止について	5
いじめへの早期発見・相談について	7
いじめを認知した場合の対応・指導について	7
重大事態への対処について	8
公表・点検・評価について	8
3 家庭における取組	9
4 地域における取組	9
5 関係機関における取組	9
参考資料	
資料1 四街道市いじめ防止対策推進条例	10
資料2 四街道市いじめ問題対策連絡協議会の 組織及び運営に関する規則	14
資料3 四街道市いじめ対策調査会規則	15
資料4 「命の教育」推進のための方策	16
資料5 「いじめ撲滅キャンペーン」実施について	17
資料6 四街道市いじめアンケート実施要項	18
資料7 生徒指導関係市内相談機関等一覧	19
資料8 いじめ状況月例報告について	20

～ はじめに ～

四街道市教育委員会では、「教育の根本は人づくり」という考えを基にして、「明日を切り拓く、心豊かでたくましい人づくり」を基本理念とした「四街道市教育振興基本計画」を平成25年度にスタートさせ、それを基にして教育施策を実施しています。この「四街道市教育振興基本計画」では、豊かな感性を育み、強い心で正義を尊ぶ、たくましい子どもを育てることを掲げており、この施策の要として、「思いやる心」「強い心」「自尊感情」の3つの心を育成する「命の教育」を推進してきました。各学校においては、命の教育全体計画を作成し、子ども達が教育活動全体の中で、命の大切さを学んでいます。特に道徳教育では命のつながりと輝きに重点を置いて、授業を展開しています。また、子どもの立場に立った確かな児童生徒理解と組織的な対応により、子ども一人一人を大切にした教育を行っています。そして、教職員の更なる資質の向上を図るとともに、相談体制を拡充するためにスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置などを行い、いじめ問題の克服に取り組んで参りました。

国立教育政策研究所のいじめに関する調査結果では、小中学校において8割を超える子どもがいじめを受けた経験を持ち、また、一方では8割を超える子どもが加害者となった経験があることが明らかになっています。このことから、どの子どもにもいじめは起こり得ることであり、従来のいじめに対する考え方にとらわれることなく、いじめの実態把握に努め、様々な手法で対応していくことが大変重要なことであると考えます。

市内小中学校においては、未だ、子どもたちのいじめ問題を根絶するに至っておりません。いじめは、決して許される行為ではありません。いじめを受け、苦しんでいる子どもがいたら、最後まで守り抜きます。また、いじめをしている子どもには毅然とした姿勢を崩さずに指導にあたり生涯にわたって、いじめをしない人間の育成を目指していきます。学校内外を問わず、子どもたちの笑顔があふれ、決していじめを許さない『正義の風土』をつくりあげることは、私たち四街道市民の使命であると考えます。

そこで、四街道市は、平成27年3月30日に四街道市いじめ防止対策推進条例を制定し、条例第9条に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「四街道市いじめ防止基本方針」（以下「市いじめ防止基本方針」という。）を策定し、いじめの防止等の取組を市全体で進め、子ども達の健全育成及びいじめのない子ども社会の実現を目指していきます。

1 四街道市における取組

いじめ防止等への組織的対策について

- (1) いじめ防止等（いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下に同じ。）に関係する機関及び団体との連携を図るために「四街道市いじめ問題対策連絡協議会」（四街道市いじめ防止対策推進条例第11条第1項 以下「連絡協議会」という。）を設置し、その機能を生かすことにより、本市におけるいじめ防止に向けた取組を推進する。
- (2) 教育委員会は連絡協議会との連携の下に、市いじめ防止基本方針に基づく対策を実効的に行うために、付属機関として「四街道市いじめ対策調査会」（四街道市いじめ防止対策推進条例第11条第2項 以下「対策調査会」という。）を設置する。

いじめの未然防止について

- (1) いじめが子どもたちの心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談体制等についての広報や啓発を行う。
- (2) 人権教育及び道徳教育の一層の充実を図る。
- (3) インターネットを通じて行われるいじめへの対策を推進する。
- (4) 学校が実施するいじめの防止のための活動に対し積極的に支援する。
- (5) いじめ防止等に関わる教職員研修を企画し実施する。
- (6) 「命の教育」（P16 資料4参照）の推進に努める。
- (7) 「四街道市いじめ撲滅キャンペーン」（P17 資料5参照）を実施し、市をあげていじめ防止に取り組む。

いじめへの早期発見・相談について

- (1) いじめはどの子にも起こり得るという考えのもと、学校、保護者、家庭、市民、地域社会その他の関係者と組織的に連携・協働する体制を構築するなど対応の充実を図る。
- (2) 四街道市教育委員会によるいじめアンケート（P18 資料6参照）を実施し実態の把握及び早期発見に努める。また、その結果を集約し必要に応じて、学校へ指導・助言を行う。
- (3) 教育委員会指導課及び青少年育成センターによる生徒指導体制や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の配置による相談体制の充実に努め、学校の求めに応じて必要な措置を講じる。
- (4) 青少年育成センター、学校教育相談室、指導課等に窓口（P19 資料7参照）を設け、いじめをはじめ教育相談全般の相談に応じるとともに関係機関との連携を図る。また、窓口の詳細について児童生徒、家庭及び市民へ周知する。
- (5) 各学校からの「いじめ状況月例報告」（P20 資料8参照）を月毎に集計し、必要に応じて指導・助言・支援を行う。
- (6) 関係児童生徒のプライバシーに十分留意して対応する。

いじめを認知した場合の対応・指導について

- (1) 教育委員会は、学校等からの報告を受け、当該学校等に対して必要な指導・助言・支援を行う。
- (2) 複数の学校に関係する場合には、学校相互間の連携協力体制の充実を図る。
- (3) 教育委員会は、いじめを受けた児童生徒のみならず他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、必要な措置を講ずる。いじめを行った児童生徒の保護者に対し、当該児童生徒の出席停止を命じる場合もある。
- (4) 関係児童生徒のプライバシーに十分留意して対応する。

重大事態への対処について

- (1) いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき又はいじめにより当該児童生徒が相当の期間当該学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときには、教育委員会は迅速に調査を行う。ただし欠席日数だけではなく児童生徒の状況等、個々のケースを十分に考慮する。
- (2) 重大事態発生の場合には、教育委員会は学校及び関係者に対して迅速に指導及び支援を行うとともに対策調査会に諮問する。
- (3) 教育委員会は重大事態発生により、調査を行ったときには、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、調査で明らかになった結果を適時、適切な方法で提供をする。
- (4) 教育委員会は、重大事態に関わる調査の結果を市長に報告する。
- (5) 市長は、(4)に示す報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、市いじめ重大事態再調査会を置き、再調査を行う。
- (6) 市長及び教育委員会は、重大事態の調査の結果を踏まえ、迅速に対処するとともに同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じる。

公表・点検・評価について

- (1) 市いじめ防止基本方針は、年度毎に点検を行い、必要に応じ見直し、ホームページ等を活用して公開する。
- (2) 市のいじめの防止に向けた取組の検証を随時行い、その都度改善に努める。
- (3) 教育委員会は、いじめ防止対策の実施状況その他いじめに関する資料等を連絡協議会に提出し、点検・評価を受け、各種施策の改善に努める。

2 学校における取組

いじめ防止等への組織的対策について

- (1) いじめ防止等の対策のための組織（以下「対策組織」という。）は、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行うとともに、いじめの疑いがあった場合の緊急会議の開催や問題解決に向けた取組の中核的な役割を担い、学校を挙げていじめ防止対策に取り組む。
- (2) 対策組織は、いじめ相談・通報の窓口となり、いじめの疑いに関する情報や問題行動などの情報の収集と記録を中心となっており、必要に応じ他の職員と情報を共有する。
- (3) 対策組織のメンバーについては、管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、部活動担当教員、心理・福祉等に関する専門的な知識を有するものなど学校の実情に応じて決定する。さらに事例などに応じて関係教職員等を追加するなど、柔軟な構成にする。

いじめの未然防止について

<いじめ未然防止に関する基本的な方向性>

- (1) 児童生徒にとって、自己有用感や自己存在感を持ち、自分に自信が持て、他者を認めることのできる人間の育成、すなわちいじめる子どもを生みださないことが、いじめの未然防止の原点であるとの認識のもと、教育活動全般を通して指導にあたる。
- (2) いじめ防止に視点をあてた学校経営、学級経営等は、児童生徒が安心して学校生活を送れるとともに、学校教育目標の実現につながることから、積極的にいじめ防止指導に努める。

<学校経営の位置づけ>

- (3) 校長は「学校いじめ防止基本方針」を、教職員、児童生徒、保護者、地

域住民等から幅広く意見を聴取し策定する。そして基本方針の内容を十分に踏まえ、いじめ防止に向けた取組の一層の充実を図る。

- (4) 校長は、年度当初、いじめ根絶のための宣言等を行い、そのうえで「いじめ防止基本方針」について、児童生徒、保護者、地域等に説明する。

<いじめ未然防止に関する指導等について>

- (5) 教育活動全般を通じて、人権教育及び道徳教育等の充実を図る。
- (6) インターネットを通じて行われるいじめに対して適切な対応の仕方について指導にあたる。
- (7) いじめの重大性に自ら気づき、防止に向けて強い心で主体的に行動ができる児童生徒を育成するための取組を推進する。
- (8) いじめに遭遇しても制止できずに観衆や傍観者となる児童生徒が存在することに鑑み、いじめは決して許される行為ではないということを主張できる児童生徒を育成するための取組を推進する。
- (9) 定期的な教育相談を実施し、相談しやすい人間関係の構築に努める。

<いじめ未然防止に関する教職員の研修について>

- (10) いじめ防止等の教職員対象の校内研修を企画・実施する。
- (11) いじめ防止は、人権を守ることであることを教職員が認識し、暴言等による指導を行わず、日頃の指導の在り方に十分留意する。教職員集団が人権感覚を高めるよう自主研修に努める。

<四街道市独自の取組>

- (12) 「命の教育」(P16 資料4参照)の全体計画を作成し、年間を通じて自他ともに命を大切にする教育に努める。年度末には今年度の成果と課題をまとめ次年度に反映させる。
- (13) 「四街道市いじめ撲滅キャンペーン」(P17 資料5参照)の期間には実態を踏まえた効果的な活動を行い、意識の高揚に努める。

いじめへの早期発見・相談について

- (1) いじめはどの子にも起こり得るという視点のもと、早期発見・早期対応の充実を図る。
- (2) 日頃より、児童生徒の様子に目配りし、小さな変化や危険信号を見逃さず、対処する。
- (3) いじめの早期発見のために定期的な調査を実施し、必要に応じて早急に教育相談等を行う。
- (4) いじめについて相談したり、通報したりする窓口を設ける。
- (5) 在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときには、速やかにいじめの有無などの確認をする。なお、「いじめ状況月例報告」(P20 資料8参照)により教育委員会へ報告する。
- (6) 自分がいじめられていることや、周囲のいじめについて、勇気をもって教師や保護者へ相談することは、正しい行いであることを教育活動全般において指導する。
- (7) 関係児童生徒のプライバシーに十分留意して対応する。

いじめを認知した場合の対応・指導について

- (1) いじめを確認した際には、直ちにいじめをやめさせ、再発を防止するため、被害児童生徒や保護者に対する支援及び加害児童生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を完全に解消するまで継続的に行う。必要に応じて、市教育委員会の指導・助言・援助を受けながら、解決を図る。
- (2) 加害児童生徒については、被害児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、被害児童生徒のみならず他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じる。
- (3) 校長及び教員は、加害児童生徒に対して、教育上必要があると認めるときは、懲戒を加える場合がある。

- (4) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を要請する。また、関係機関と連携し、必要な措置を講じる。
- (5) 客観的な事実に基づいた記録を残し、指導に反映させる。
- (6) 関係児童生徒のプライバシーに十分留意して対応する。

重大事態への対処について

- (1) いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき又はいじめにより当該児童生徒が相当の期間当該学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときには、調査組織を設け、迅速に調査を行う。ただし欠席日数だけでなく児童生徒の状況等、個々のケースを十分に考慮する。
- (2) 重大事態発生により、調査を行ったときには、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、調査で明らかになった結果を適時、適切な方法で提供をする。
- (3) 重大事態が発生した際には、教育委員会を通じ、市長に報告する。

公表・点検・評価について

- (1) 学校いじめ防止基本方針は、年度毎に点検を行い、必要に応じ見直し、ホームページ等を通じて公開する。
- (2) 学校のいじめの防止に向けた取組の検証を随時行い、その都度改善に努める。
- (3) 学校評価（教員の評価も含む）において、いじめの問題を取り扱う場合には、その実態把握や対応が促され、目標に関する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

3 家庭における取組

- (1) 子どもたちへの教育の第一義的責任を有する保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、自己有用感を持たせるとともに規範意識を養うための教育、他者を思いやる心を育むなどその他必要な教育を行うよう努める。
- (2) 保護者及び家庭は、市や学校等が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努める。
- (3) いじめに関わる心配などがある場合には、ためらうことなく、学校や関係機関等と連携するよう努める。
- (4) いじめ防止は命と人権を守ることであることを、保護者及び家族全員が認識し、子どもの人格を無視した教育がなされないよう十分留意する。

4 地域における取組

- (1) 地域住民が協力し、子どもを地域全体で育てるという風土を築き上げる。
- (2) いじめは校外においても行われることもあり、近隣の児童生徒はもちろん、登下校時中の様子など、地域として児童生徒を見守る取組を推進する。
- (3) いじめを発見した場合又はいじめの疑いがあると認められる場合には、市、学校その他の関係者に情報を提供するよう努める。
- (4) 学校、保護者、教育委員会等との連携を図る。
- (5) 学校支援地域本部事業等の活動を通して、学校支援ボランティア等もいじめを許さない姿勢を持ち、学校の取組を支援する。

5 関係機関における取組

- (1) 児童生徒の健全な成長を願い、そのための取組を行う関係機関等においても、いじめ防止等のための取組を推進する。
- (2) 学校、保護者、教育委員会等との連携を図る。
- (3) 警察、児童相談所、医療機関等の関係機関は、教育委員会及び学校と日頃より情報を共有する体制を築いておく。

資料1

四街道市いじめ防止対策推進条例

(目的)

第1条 この条例は、いじめが、いじめを受けた児童等の基本的な人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、市の責務等を明らかにし、市が取り組むべき施策を整理し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に実施することにより、児童等が健やかに成長することができる環境を整えることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめの防止等 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- (3) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- (4) 市立学校 四街道市立小学校設置条例（平成2年条例第11号）第2条の規定により設置する小学校及び四街道市立中学校設置条例（平成2年条例第12号）第2条の規定により設置する中学校をいう。
- (5) 児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (6) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童等を現に監護するものをいう。
- (7) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、学校を中心に、児童等が自らいじめが絶対に許されない行為であると正しく認識し、誰もがいじめの当事者になることのない環境を整えることを基本として行われなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを認識し、国、千葉県（以下「県」という。）、市、学校、保護者、家庭、市民、地域社会その他の関係者の連携の下、取り組まなければならない。

(いじめの禁止等)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

- 2 児童等は、他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、県その他の関係者と協力し、市の実情に応じたいじめの防止等のための対策に関する施策を策定し、及び実施する責務を有するものとする。

- 2 市は、市立学校の設置者として、市立学校におけるいじめの防止等のための対策を実施し、及び必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、市内に所在する市立学校以外の学校におけるいじめの防止等のため、当該学校の設置者の要請を受けた場合には、必要な措置を講ずる等の協力を行うものとする。
- 4 市は、市外に所在する学校に通学する児童等に係るいじめの防止等のため、当該学校

の所在する市町村その他の関係機関と必要な協力を行うものとする。

(市立学校及び市立学校の教職員の役割)

第6条 市立学校及び市立学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、市、地域社会、児童相談所、警察その他の関係者との連携を図りつつ、児童等自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる環境を整える等、いじめの防止等のための対策に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切にこれに対処するものとする。

2 市立学校は、いじめの防止等のための対策のため、当該学校の教職員等の間における情報の共有及び協力体制の構築を適切に行うものとする。

3 市立学校の教職員は、自らの言動が児童等に大きな影響を与えることを十分に認識して、児童等に適切な指導を行うものとする。

(保護者及び家庭の役割)

第7条 保護者及び家庭は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

2 保護者及び家庭は、いじめが絶対に許されない行為であることをその保護する児童等に十分理解させ、当該児童等がいじめを行うことがないように、必要な教育を行うよう努めるものとする。

3 保護者及び家庭は、市、学校その他の関係者が講ずるいじめの防止等に関する措置に協力するよう努めるものとする。

(市民及び地域社会の役割)

第8条 市民及び地域社会は、それぞれの地域において、児童等に対する見守り、児童等との交流の機会の確保その他の安心して児童等が過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 市民及び地域社会は、いじめを発見した場合、又はいじめの疑いがあると認められる場合には、市、学校その他の関係者に情報を提供するよう努めるものとする。

(市いじめ防止基本方針)

第9条 市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定により、同法第11条第1項の規定による文部科学大臣が定めるいじめ防止基本方針（以下「国いじめ防止基本方針」という。）及び千葉県いじめ防止対策推進条例（平成26年千葉県条例第31号）第11条第1項の規定による県が定める千葉県いじめ防止基本方針（以下「県いじめ防止基本方針」という。）を参酌し、市の実情に応じ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「市いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市は、いじめに関する状況の変化を勘案し、及びいじめの防止等のための対策に関する評価を踏まえ、市いじめ防止基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

3 市は、市いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市立学校いじめ防止基本方針)

第10条 市立学校は、法第13条の規定により、国いじめ防止基本方針、県いじめ防止基本方針及び市いじめ防止基本方針を参酌し、当該学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(四街道市いじめ問題対策連絡協議会及び四街道市いじめ対策調査会)

第11条 市は、法第14条第1項の規定により、学校、四街道市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）、児童相談所、警察その他の関係者により構成される四街道市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

2 市教育委員会に、法第14条第3項に規定する附属機関として、四街道市いじめ対策調査会（以下「対策調査会」という。）を置く。

- 3 対策調査会は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) いじめの防止等に関する調査研究
 - (2) 市が実施するいじめの防止等のための対策に関する審議
 - (3) 第18条第1項に規定する重大事態が市立学校に発生した場合における、その事実の確認並びに調査及び審査
- 4 対策調査会は、委員7人以内で組織する。
- 5 前4項に定めるもののほか、連絡協議会及び対策調査会の組織及び運営に関して必要な事項は、市教育委員会が別に定める。
- (市立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び措置等)
- 第12条 市立学校は、法第22条の規定により、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理等に専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。
- 2 市立学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置として、法第23条第2項から第6項に規定するいじめに対する措置等を講ずるものとする。
- (いじめの防止及び早期発見)
- 第13条 市は、いじめの防止等のために、児童等自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組、児童等が互いに良好な関係を築くことができる取組等の対策を講ずるものとする。
- 2 市は、いじめの早期発見のための取組を講じるとともに、発見したいじめに対しては迅速かつ適切な措置を講ずるものとする。
- (人材の確保及び資質の向上)
- 第14条 市は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。
- (1) 研修の充実を通じた市立学校の教職員の資質の向上
 - (2) スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーその他の心理等の専門的な知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるもの及びいじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保及び適切かつ十分な配置
- (インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)
- 第15条 市は、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進のために、県その他の関係者と連携して必要な施策を講ずるものとする。
- (調査研究)
- 第16条 市は、いじめの防止等のための対策の実施状況等について、県その他の関係者と連携して調査研究及び検証を行うとともに、その成果の普及に努めるものとする。
- (啓発)
- 第17条 市は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。
- (重大事態への対応)
- 第18条 市教育委員会及び市立学校は、いじめにより当該市立学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき又はいじめにより当該児童等が相当の期間当該学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（以下「重大事態」という。）が発生した場合には、法第28条第1項の規定による当該重大事態の事実関係を明確にするための調査（以下「法第28条調査」とい

う。)を行うものとする。

- 2 市教育委員会は、重大事態が発生した場合には、当該市立学校に必要な指導及び支援を行うとともに、対策調査会に法第28条調査を諮問するものとする。
- 3 市教育委員会及び市立学校は、当該法第28条調査を行ったときは、当該法第28条調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該法第28条調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 市は、児童等が市外に所在する学校に通学している等の理由により、重大事態が市外で発生している場合には、当該重大事態に関係する市町村、学校その他の関係者に対し通報、協力の要請及び情報の提供等を行い、当該関係機関による法第5章に規定する対処が迅速かつ適切に実施されるよう努めるものとする。

(市長の調査)

第19条 市長は、法第30条第1項に規定する報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、同条第2項に規定する附属機関として、四街道市いじめ重大事態再調査会(以下「再調査会」という。)を置くことができる。

- 2 再調査会は、市長の諮問に応じ、当該法第28条調査の結果について調査を行うものとする。
- 3 市長は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査の結果について、議会に報告しなければならない。
- 4 市長及び市教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 再調査会は、当該法第28条調査を行った者以外の教育、法律、医療、心理等に関する専門的な知識及び経験を有する者で組織することとし、その他再調査会の組織及び運営に関し必要な事項は、再調査会を置く必要の都度、市長が別に定める。

(財政措置)

第20条 市は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は市教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

四街道市いじめ問題対策連絡協議会の組織及び運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、四街道市いじめ防止対策推進条例（平成27年条例第7号）第11条第5項の規定に基づき、四街道市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 連絡協議会は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 関係機関の相互連携及び協力に関すること。
- (3) 啓発活動に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか連絡協議会設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡協議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから四街道市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学校、教育委員会、児童相談所、警察その他の関係行政機関の職員
 - (2) PTAを代表する者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 連絡協議会に会長を置く。

- 2 会長は、教育委員会教育長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。
- 4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に諮り、会議を非公開とすることができる。

(委員の守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 連絡協議会の庶務は、教育部指導課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

資料3

四街道市いじめ対策調査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、四街道市いじめ防止対策推進条例（平成27年条例第7号。以下「条例」という。）第11条第5項の規定に基づき、四街道市いじめ対策調査会（以下「いじめ対策調査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、教育、法律、医療、心理等に関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから四街道市教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 いじめ対策調査会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、いじめ対策調査会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 いじめ対策調査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に諮り、会議を非公開とすることができる。

(除斥)

第5条 いじめ対策調査会は、条例第11条第3項第3号の重大事態の事実の確認並びに調査及び審査を行うに当たっては、当該重大事態の関係者と人間関係又は利害関係を有し、又は有するおそれがあると認める委員を参与させないものとする。

(委員の守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 いじめ対策調査会の庶務は、教育部指導課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、いじめ対策調査会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

資料4

平成27年4月1日

四街道市教育委員会

「命の教育」推進のための方策 ～思いやる心と強い心の育成～

- 1 学校の実態に即し、昨年度の反省点を生かした「命の教育」の全体計画作成を支援していきます。
 - ・日々の教育活動における自尊感情の育成
 - ・心の居場所になる集団づくりの推進
- 2 「『いのち』のつながりと輝き」を重点主題とした道徳授業の充実を支援していきます。
 - ・指導主事による道徳授業の指導
 - ・道徳授業の地域への公開
- 3 確かな生徒理解と組織的な対応に向け、学校の指導體制づくりを支援していきます。
 - ・早期発見・早期対応、適時適切な対応
 - ・教育相談の充実
- 4 生命尊重をテーマとした講演会の開催など、いのちを大切にするキャンペーンを推進します。
 - ・講演会講師の紹介
 - ・学校・家庭・地域と連携した活動を支援
 - ・キャンペーンの活動状況を情報発信
- 5 児童生徒・保護者・地域に対して、相談機関の周知を継続して行います。
 - ・相談機関一覧表の作成、学校・家庭への配布
 - ・相談機関の周知を適宜実施
- 6 従前の研修に改善を加え、教職員の一層の資質向上を図ります。
 - ・命の教育に関わる内容を加えた市主催の各種研修会の開催
 - ・授業力と教育相談スキルの向上を目指した校内研修会への支援
- 7 青少年育成センターの相談機能をさらに充実させて青少年の居場所づくりに努めます。
 - ・「一期一会」やホームページ、各会議等で周知
 - ・育成センター施設の更なる活用
- 8 学校のニーズに即応できるよう、危機管理・生徒指導チームの一層の機能向上を図り、学校支援体制を強化します。
 - ・危機管理チーム（学務課、指導課、育成センターの連携チーム）
 - ・生徒指導チーム（指導課、育成センターの連携チーム）

資料5

四街道市教育委員会

平成26年度 四街道市「いじめ撲滅キャンペーン」実施について

- 1 趣 旨 本市教育委員会が推進している「命の教育」の推進の一環として、本市独自の取組による「いじめ撲滅キャンペーン」を実施する。いじめの問題に取り組むにあたっては、未然防止・早期発見・早期対応の一層の充実を図るとともに、日頃より、「いじめを許さない集団づくり、いじめが起きない学校づくり」に努める必要がある。また、いじめは重大な人権侵害であることから、昨年同様、人権デーに合わせ「いじめ撲滅キャンペーン」期間を設定し、改めて、いじめの問題について考え、いじめが起きない集団や学校を作ろうとする意識を高め、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育む取組の充実を図り、いじめの未然防止に向けた取組を推進する。
 - 2 期 間 平成26年11月11日（火）～12月10日（水）（世界人権デー）
 - 3 対 象 市内各小中学校の児童生徒・保護者及び教職員
 - 4 内 容
 - 1) 教育委員会
 - ①いじめ問題への取組に関する指針の提示（教職員向け）
 - ②「いじめ撲滅キャンペーン」に向けての提示（児童生徒・教職員・保護者向け）
 - ③相談窓口リーフレットの提示（児童生徒・保護者向け）
 - ④いじめ根絶のための家庭向けリーフレットの提示（保護者向け）
 - ⑤いじめ撲滅キャンペーン実施中「なくそういじめ 広めよう思いやり」の懸垂幕掲示（第二庁舎外壁） 掲示期間…平成26年11月11日（火）～12月10日（水）
 - 2) 各小中学校 ※学校の実情に合わせて行う。
 - ・①～④の印刷、配付、指導
 - ・学校長等による全校児童生徒に向けた講話（いじめ撲滅に向けて）
 - ・いじめ撲滅に向けてのキャンペーン活動（児童生徒主体）
- 例) ◎いじめ撲滅に向けたクラス討論会
- ◎学級スローガン作り・掲示
 - ◎いじめ撲滅の呼びかけ（登校時、集会、放送等の活用）
 - ・道徳授業を中心としていじめについて考え、いじめをなくそうとする態度を育てる。
 - ・学校便りやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動
 - ◎事前に学校だより等を通して、キャンペーンの周知を行う等

四街道市いじめアンケート実施要項

- 1 目的
 - ・ いじめの現状を把握し迅速に対応する。
 - ・ 現状を把握し、教師のいじめを見抜く目を高める。
 - ・ 児童生徒による主体的ないじめ問題への取り組みを促す。
 - ・ いじめをなくす姿勢を市全体で強く表明する。
- 2 実施対象
 - ・ 小学校4・5・6年生
 - ・ 中学校1・2・3年生
 - ・ 保護者（小・中学校ともに全学年）
- 3 実施回数
 - ・ 児童生徒は毎学期1回、保護者は年間1回以上
（期日は学校の実態に応じて）
- 4 留意点
 - ・ 個人情報の取り扱いには十分に注意する。
 - ※ 特に回収後のアンケート用紙の処理には十分に配慮する。
 - ・ 保護者は家庭で記入し、封をして担任に提出するなど配慮する。
 - ・ アンケート実施の際の注意点
 - ※ 机を離し隣が見えないスペースを確保する。アンケート実施上の注意事項を確認する。
 - ※ 静かで落ち着いて記入できる環境を作る。
 - ※ 無記名であることを確認するが、記名したい人は自由であり、出席番号でも良いことを加える。
 - ※ 終わった人は裏返して待たせる。周囲を見たり、話をしたりしないようにさせる。
 - ※ 全員が終わったら担任が回収する。
- 5 その他
 - ・ 実施後、児童生徒および保護者の集計結果を所定の用紙に記入し、各学期の終業式の日までに報告する。

資 料 7

生徒指導 関係市内相談機関等一覧

所属 (課)	電 話 (受付時間)	相談内容 関連業務	備 考
指導課	424 - 8925 (9 : 00～17 : 00)	教育一般	巡回相談員 (月 4回 要予約)
		発達相談 (特別支援教育に関する相談)	
青少年育成センター	421 - 7867 423 - 0066 (9 : 00～17 : 00)	教育一般 いじめ相談専用ダイヤル 0120-423-006	
スクールソーシャルワーカーによる相談	421-7967 (9 : 00～17 : 00)	子どもの置かれている環境に働きかけ解決を図る	スクールソーシャルワーカー (水曜日)
学校教育相談室 「ルームよつば」	422 - 8729 (9 : 00～16 : 00)	長欠・不登校問題	指導員 4名
四街道中相談室 (カウンセラー)	433 - 2300 (10 : 30～16 : 30)	心の問題等	スクールカウンセラー (木曜日)
旭中相談室 (カウンセラー)	432 - 8621 (13 : 30～15 : 00)	心の問題等	スクールカウンセラー (木曜日) ※スーパーバイザー
四街道北中相談室 (カウンセラー)	422 - 5220 (10 : 00～17 : 00)	心の問題等	スクールカウンセラー (火曜日)
四街道西中相談室 (カウンセラー)	421 - 2578 (10 : 30～17 : 00)	心の問題等	スクールカウンセラー (火曜日)
千代田中相談室 (カウンセラー)	423 - 4611(学校) (11 : 00～17 : 30)	心の問題等	スクールカウンセラー (金曜日)
四街道小相談室 中央小相談室 和良比相談室 (カウンセラー)	指導課指導課 424 - 8925 (9 : 00～17 : 00)	心の問題等	スクールカウンセラー (月曜日) (木曜日) (水曜日)
家庭支援課	421 - 6124 (9 : 00～17 : 00)	子育て・生活一般 母子家庭・DV 相談	家庭児童相談室 : 423-0783 (9 : 00～17 : 00)
健康増進課	421 - 6100 (9 : 00～17 : 00)	子育て電話相談 親子カウンセリング ことばの発達相談	乳幼児が中心、兄弟関係がある場合などは関わる事が可能。家庭訪問を実施。

《その他》

四街道警察 432 - 0110

資料8

いじめ状況月例報告について

いじめに関する実態や対応状況について把握し、指導・対策の資料とするため、次のような方法で報告をお願いします。

- 1 報告内容 ・いじめ問題に関する事案について
- 2 報告方法 ・別紙報告様式1による
- 3 記入方法 ・<記入上の注意>を確認のうえ記入する。
※該当がない場合には「該当なし」と記入する。
- 4 提出期限 ・毎月3日必着（3日が土・日の時は月曜日、祝日の時は翌日とする。）
- 5 提出方法 ・管理職に点検及び押印し、期日厳守で提出する
・四街道市教育委員会指導課へ1部提出する。
・個人情報につき、取り扱いには十分留意し、指導課へ直接提出する。

<記入上の注意>

(1) 状況の記入について

○次の項目について、把握していることを記入する。

- ・いじめを発見した日
- ・いじめを発見したきっかけ
- ・いじめの態様
- ・被害児童生徒、加害児童生徒の状況

(2) 対応の記入について

○次の項目について、行った対応を記入する。

- ・校内体制での具体的な指導・取組
- ・被害児童生徒、加害児童生徒への対応

○対応の結果、いじめが解消した場合には、「解消した」に、対応が継続中の場合には、「継続中」に印をつける。